

町田市授産センター条例及び町田市大賀藕絲館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 (2 0 2 5 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市授産センター条例及び町田市大賀藕絲館条例の一部を改正する条例

(町田市授産センター条例の一部改正)

第1条 町田市授産センター条例（昭和56年3月町田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(事業) 第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、法第5条第7項に規定する生活介護及び同条第15項に規定する就労継続支援に関する事業を行う。	(事業) 第3条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、法第5条第7項に規定する生活介護及び同条第14項に規定する就労継続支援に関する事業を行う。

(町田市大賀藕絲館条例の一部改正)

第2条 町田市大賀藕絲館条例（平成2年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
(事業) 第3条 藕絲館は、第1条に規定する目的を達成するため、法第5条第7項に規定する生活介護及び同条第15項に規定する就労継続支援に関する事業を行う。	(事業) 第3条 藕絲館は、第1条に規定する目的を達成するため、法第5条第7項に規定する生活介護及び同条第14項に規定する就労継続支援に関する事業を行う。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。